

## 「PCB 特措法」改定に伴うお客様の対応事項について のご連絡

2018年11月

2016年8月に改正されたポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)に合わせ、高濃度 PCB<sup>\*1</sup> 廃棄物・使用製品は JESCO(中間貯蔵・環境安全事業(株))処理施設での処理期限内の処分また、低濃度 PCB<sup>\*2</sup> 廃棄物においては無害化処理認定業者もしくは特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者での2027年3月31日までの処分が必要となりました(表1)。

1974年6月以前製造の透過形電子顕微鏡で使用しているHVタンク内部のコンデンサには高濃度 PCB の使用が、1974年7月～1991年12月製造品においては低濃度 PCB が使用されている可能性が判明いたしましたので、環境省の定める廃棄処理手順に従い処理期限内の処分をお願いいたします。

※1 PCB濃度が0.5%(=5000ppm)を超えるもの。

※2 PCB濃度が0.5%(=5000ppm)以下のもの。

表1. 高濃度・低濃度 PCB の処理施設/処理業者と処理期限

| PCB の分類 | JESCO 処理施設/処理業者                        | 処理期限       |
|---------|--|------------|
| 高濃度 PCB | 北九州事業エリア                               | 2018年3月31日 |
|         | 大阪事業エリア                                | 2021年3月31日 |
|         | 豊田事業エリア                                | 2022年3月31日 |
|         | 東京事業エリア                                |            |
|         | 北海道(室蘭)事業エリア                           |            |
| 低濃度 PCB | 無害化処理認定業者もしくは<br>特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者 | 2027年3月31日 |

### 1. 対象製品

高濃度 PCB : 1974年6月以前製造の透過形電子顕微鏡

低濃度 PCB の可能性 : 1974年7月～1991年12月製造の透過形電子顕微鏡

### 2. 関連法令

法令の詳細につきましては環境省のホームページ(以下の URL)をご参照ください。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

### 3. お問い合わせ先

株式会社 日立ハイテクノロジーズ


科学・医用システム事業統括本部 科学システム製品本部

科学システム品質保証部

TEL : 029-276-6243 (受付時間 平日 9:00~17:00)

株式会社 日立ハイテクフィールドディング

お客様サポートセンタ

 : 0120-203-813 (24時間受付)

以上